令和7年度小児慢性特定疾病医療受給者証更新申請のご案内

現在お持ちの医療受給者証の有効期間は<u>令和 7 年9月30日</u>までです。 10 月1日以降も引き続き受給者証の交付を受けるためには更新申請が必要です。

お盆期間も 開庁しています。

1. 更新申請受付期間

令和 7 年6月 19 日(木)~令和 7 年8月15 日(金)

- ・上記の受付期間を過ぎても、9月 30 日(火)までであれば更新申請ができますが、受給者証の郵送が 10 月以降になる場合があります。
- ・有効期間内に申請できなかった場合、資格喪失となり、再び給付を希望される場合は新規申請が必要です。 ※満18歳以上の方は更新せず資格喪失した場合、新規申請ができません。ご注意ください。

2. 申請の流れ

- (1)指定医に「小児慢性特定疾病医療意見書」等の作成を依頼してください。 裏面★マークの書類を確認してください。
 - ※出来上がりまでに数週間を要することが多いので早めに依頼しましょう。
- (2)裏面の必要書類をそろえてください。
 - ※現在加入している健康保険の種類によって必要な書類が異なりますのでよく確認してください。
 - ※令和6年12月からは申請の都度、マイナンバーの確認を行っていますので 必ず世帯員全員分のマイナンバーカードをお持ちください。
- (3)最寄りの保健福祉事務所に書類を提出してください。(郵送も可能です。)

郵送での申請を希望される方へ

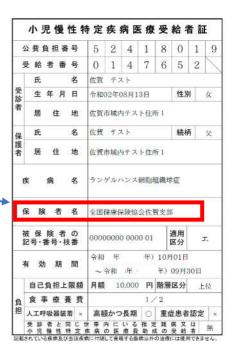
- 簡易書留等の配達の記録が残る方法でお送りください。(8月 15 日(金)必着)
- 以下の書類は、写しを郵送してください。
 - 「小児慢性特定疾病医療受給者証」「自己負担上限額管理票」「健康保険証」「身体障害者手帳」「療育手帳」「マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード等)」「身元確認ができるもの(運転免許証等)」など
- ○「小児慢性特定疾病医療受給者証」は、見開きで写しを取ってください。
- 申請書には、平日昼間に連絡がつく電話番号の記載もお願いします。
- 郵送で提出される場合の送料(再提出も含む)は自己負担となります。

次の方は8月12日(火曜日)までに申請先の保健福祉事務所に連絡してください。

- 受付期限(8月15日(金))までに申請ができない方
- 更新申請を行わない方(受給者の方が亡くなられている場合を含む)
- 県外へ転出された方、転出予定の方

手続きについてご不明な点がありましたら、 各保健福祉事務所へお尋ねください。





3. 必要書類(1) (保険種別ごとに記載しています。備考を確認ください) ○:必須 ×:不要 △:状況により必要

	書類等	被用者 保険	市町村 国保	国保 組合	備考
	①小児慢性特定疾病 医療費支給認定申請書 (様式第2号)	0	0	0	変更がある場合は、朱書き訂正をお願いします。 ※個人番号欄も必ず記入をしてください。
	★②医療意見書	0	0	0	同封の主治医あての文書を医師に渡してください。
	③同意書(様式第11号)	0	0	0	
	④住民票謄本	0	0	0	・続柄、筆頭者(本籍地を表示とすることで記載されます。)の記載があるもの ・3か月以内に交付されたもの
	⑤同意書(様式第9号)	0	0	0	
	⑥加入医療保険情報が わかる書類(資格情報の	Δ	Δ	Δ	・被用者保険 ·····・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	お知らせ・マイナポータ ルの資格情報画面等)	受診者	世帯 全員	世帯 全員	
	⑦小児慢性特定疾病 医療受給者証	0	0	0	有効期限が令和7年9月30日までと記載のあるもの
	⑧療養状況票	0	0	0	
	⑨自己負担上限額管理票	0	0	0	令和6年7月~申請日までに受診した分
	⑩所得課税証明書 (令和7年度)	Δ	×	0	・被用者保険…被保険者の市町村民税が非課税の場合のみ、被保険者分が必要です。 ・国保組合同じ国保組合の全員分が必要です。 ※義務教育終了後(高校生以上)の児童・生徒分も必要です。前年度の所得が無い場合は、居住市町にて所得が「0」である申告をした後に、所得課税証明書を取得してください。
	①申請者の公的年金 ^(*) 等 証明書または通帳	Δ	Δ	Δ	・申請者の市町村民税が非課税の場合に必要です。 ・R6.1.1~12.31までの受給金額が分かるもの
	⑫マイナンバーカード	0	0	0	世帯員 全員分

- · 被用者保険 [例:全国健康保険協会〇〇支部、〇〇健康保険組合、〇〇共済組合]
- ・ 市町村国保 〔例:〇〇市、〇〇町〕
- ・国保組合〔例:全国土木〇〇、〇〇国民健康保険組合〕
- (*)公的年金 〔例:障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当、障害児童福祉手当、特別障害者手当〕

3. 必要書類(2) (提出は該当となる方のみ)※保険種別に関わらずご確認ください。

書類	備考
★⑬重症患者認定申請·診断書(様式第3号)※	重症患者認定基準に該当している場合
★⑭人工呼吸器等装着者用意見書(様式第4号)※	人工呼吸器等を装着している場合
⑤身体障害者手帳や療育手帳(お持ちの方のみ)	重症患者認定基準に該当している場合
⑥ご家族等の指定難病や小児慢性の受給者証	受診者と同じ保険で、指定難病や小児慢性の受給者が いる場合
⑪生活保護受給証明書	生活保護世帯の場合
®特定疾病療養受療証(血友病の方のみ)	※提出された場合、 同意書(様式第9号)及び所得課税証明書は不要
⑩委任状(申請書裏面に記載してください)	受診者が18歳以上かつご家族が申請者となる場合

※③及び⑭については、必ず佐賀県様式で提出してください。 佐賀県様式以外で作成されたものは受け付けることができません。

